

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和5年3月29日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 九州(受)第2200133号
厚生局事案番号 : 九州(国)第2200012号

第1 結論

平成2年*月*日から平成3年4月までの請求期間、平成3年5月から平成4年7月までの請求期間、平成4年8月から平成5年9月までの請求期間、平成5年10月から平成15年12月までの請求期間、平成16年1月から平成17年3月までの請求期間及び平成17年4月から平成22年1月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成2年*月*日から平成3年4月まで
② 平成3年5月から平成4年7月まで
③ 平成4年8月から平成5年9月まで
④ 平成5年10月から平成15年12月まで
⑤ 平成16年1月から平成17年3月まで
⑥ 平成17年4月から平成22年1月まで

私は、施設を退所した後、施設から発行された在所証明書を持ってA市役所で国民年金保険料の免除申請を行い、その後も国民健康保険証をもらう度に国民年金保険料の免除申請を行ったが、年金の記録によると、免除の記録がないので、調査をしてほしい。

第3 判断の理由

請求者は、施設を退所した後、施設から発行された在所証明書を持ってA市役所で国民年金保険料の免除申請を行っており、国民年金保険料の免除の記録がないのは、日本年金機構とA市役所の責任であり、消えた年金記録の中に自身の国民年金保険料の免除記録も含まれている旨主張しているところ、請求者が訂正請求に際し国民年金保険料の免除申請を行った根拠として提出した在所証明書によると、請求期間については、平成5年10月14日及び平成17年4月9日に退所したことが確認できる。

また、請求者は、国民年金保険料の免除申請を国民健康保険被保険者証が交付される度に行っていた旨主張しているところ、A市の回答によると、請求者の国民健康保険の資格記録は、平成元年3月1日に取得し平成4年4月1日に喪失、平成6年1月24日に取得し平成14年9月10日に喪失、平成14年11月6日に取得し平成15年10月10日に喪失及び平成17年5月25日に取得し同年10月6日に喪失した記録が確認できる。

しかしながら、年金制度共通の番号として基礎年金番号が導入された平成9年1月より前は、国民年金に加入する際は、加入者に国民年金の記号番号を払い出すこととされており、国民年金保険料の記録管理は、払い出された国民年金の記号番号により行われ、同年1月以降は基礎年金番号により行われることになったことから、請求者に対して国民年金の記号番号(平

成9年1月以降は基礎年金番号)が払い出されていることが必要になるが、オンライン記録等によると、請求者に対して平成17年4月18日に基礎年金番号(*)が付番されており、それよりも前に請求者に対して別の基礎年金番号が付番された形跡はなく、基礎年金番号が導入される前の国民年金の記号番号が払い出された形跡もない。

また、請求者は、A市役所において国民年金保険料の免除申請を行った旨主張しているものの、A市及び日本年金機構は、国民年金保険料の免除申請書等の資料を保管していない旨回答していることから、請求者の主張について確認することができない。

さらに、国民年金保険料の免除申請について、平成17年7月1日以降に国民年金保険料免除の継続申請を行い承認を受けている場合を除き、市区町村に免除申請書を提出する場合は、住所を定めている市区町村に提出する必要があるところ、戸籍の附票により確認できる、請求者がA市を平成17年10月6日に転出した後に請求期間において住所を定めていたA県B市、C県D市、同県E市及び同県F市における請求者の免除申請について、日本年金機構は、請求者の請求期間に係る国民年金保険料の免除申請について確認できない旨回答しており、A市を転出した後の各市に照会を行ったものの、いずれの市においても請求者の請求期間に係る国民年金保険料の免除状況について確認できない旨回答している。

なお、請求期間において、請求者が国民年金保険料の法定免除に該当していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、請求者が請求期間について国民年金保険料の納付を免除されていたことを示す関連資料はなく、請求者の保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。